

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、「GK ケガの保険(積立タイプ)」(積立型基本特約(無配当)付パーソナル総合傷害保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項


注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。必要に応じて当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。取扱代理店または当社までご請求ください。

※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

※「ご契約のしおり(約款)」について、書面ではなくWebで閲覧する方法(Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、書面の「ご契約のしおり(約款)」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

※Web約款を新たにご選択いただくと、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

 このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり(約款)」の第1部に記載されています。

- ▶ **保険契約者と被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ▶ この書面は、ご契約後も保管ください。
- ▶ ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 保険期間、保険年度、始期日、解約日、満期日、治療、後遺障害、入院、手術、通院、先進医療

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期返れい金	満期返れい金	保険期間が満了した場合に、当社が保険契約者に支払う金銭であり、保険証券記載の満期返れい金をいいます。
その他	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
	本人	保険証券の本人欄に記載の方をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。具体的にはパーソナル総合傷害保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

1

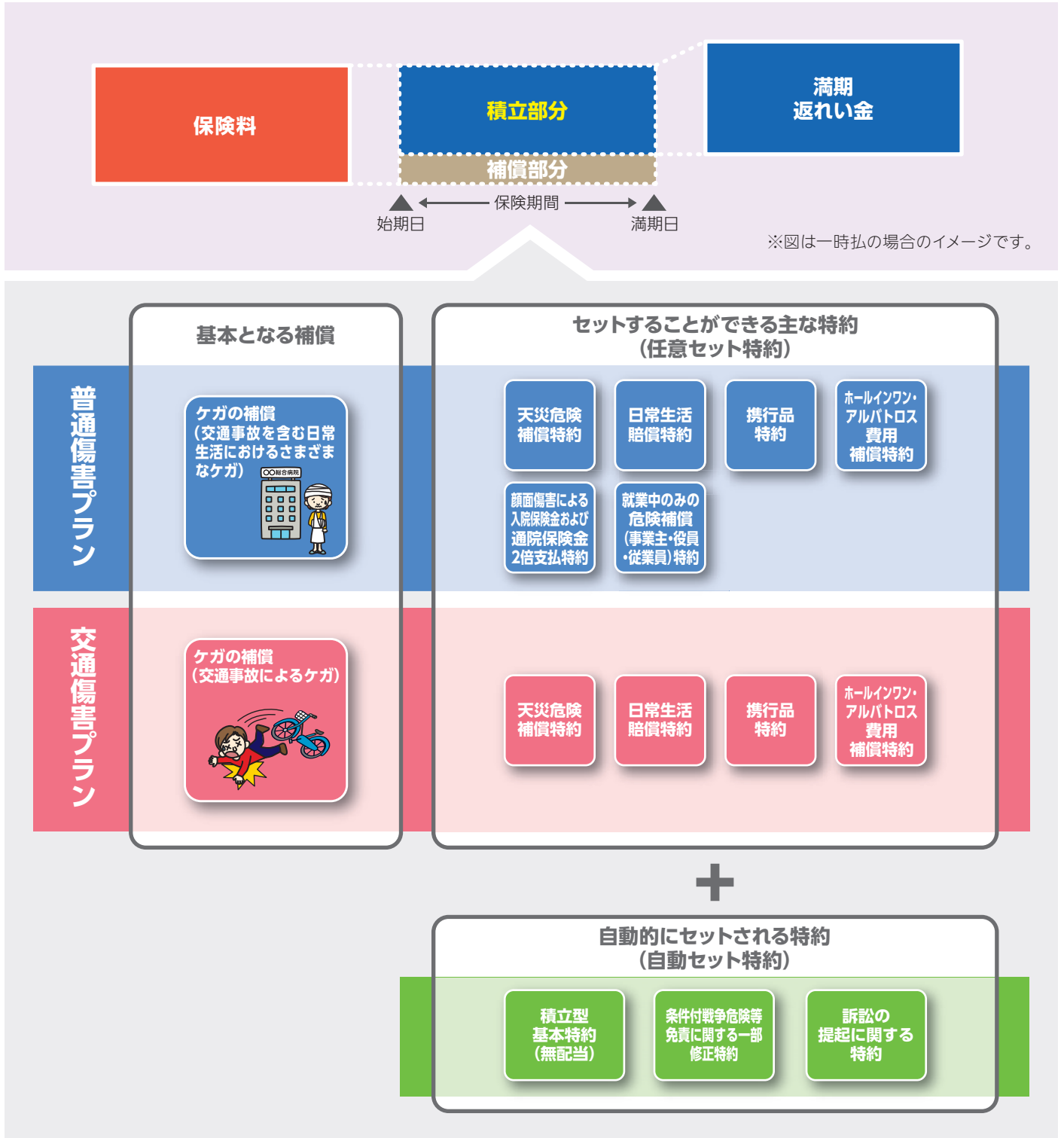
契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

この「重要事項のご説明」では、「GK ケガの保険 (積立タイプ)」(積立型基本特約(無配当)付パーソナル総合傷害保険)について説明しています。

積立保険の仕組み、基本となる補償、セットすることができる主な特約(任意セット特約)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。



各プランにおける被保険者は、保険申込書の被保険者欄記載の方(本人)となります。日常生活賠償特約における被保険者の範囲は、次のとおりです。

- 本人
- 配偶者
- 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族
- 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- 上記のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注1)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注1)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の親族(注2)に限ります。
(注2)親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

※同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 基本となる補償等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報



基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合 ※交通傷害プランについては、交通事故によるケガに限り、保険金をお支払いします。	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ● 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 入浴中の溺水(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 <p>【普通傷害プランのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ● 自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ <p>【交通傷害プランのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グライダー、飛行船に搭乗中のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
後遺障害保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては保険金を支払いません。	
手術保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に、1回の手術について、次のとおりお支払いします。 ①入院中に受けた手術・・・【入院保険金日額】×10 ②①以外の手術・・・【入院保険金日額】×5	
通院保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、通院の日数(実際に通院した日数のみとなります。)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、同一の保険年度内に発生した事故に対して、30日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の通院に対しては保険金を支払いません。 ※保険契約者が法人の場合は、支払限度日数を90日に変更することができます。	

② 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、すべての契約に自動的にセットされる特約(自動セット特約)
- b. ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

自動セット特約	積立型基本特約 (無配当)	満期返れい金のお支払いや、保険料の自動振替貸付・契約者貸付の規定など、積立型保険固有の事項につき、規定している特約です。
任意セット特約	日常生活賠償特約 	日本国内における次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。 a. 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 b. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
	天災危険補償特約 	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金について、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故の場合も保険金をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

日常生活賠償特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は7ページの**その他ご留意いただきたいこと(1) 特約の補償重複**をご確認ください。

③ 保険金額の設定 契約概要

● **保険金額**の設定にあたっては、次のa. b.にご確認ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は引受の限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、同種の**危険**を補償する**他の保険契約等**と合計して、1,000万円が上限となります。
 - ・被保険者が始期日時点で満15才未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、その被保険者の同意がない場合

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保 険 期 間：5年等
保険期間5年以外の販売状況については、取扱代理店にお問い合わせください。
- 補 償 の 開 始：保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補 償 の 終 了：保険期間の末日(満期日)の午後4時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額・保険期間・満期返れい金等によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、分割払(月払、年払)があります。分割払の場合には、一時払と比べて払込保険料総額が増となります。ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

初回保険料以外のお払込みは口座振替となります。ただし、初回保険料から口座振替でお払込みいただくこともできます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領取するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

 その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

● 保険料払込方法が分割払の場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。払込猶予期間内(保険料払込期日の翌月末日まで)に分割保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。

【払込猶予期間内に分割保険料の払込みがない場合】

払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。なお、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替えの限度額を超えた場合には、ご契約は失効しますのでご注意ください。

● 初回保険料を口座振替でお払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月または当月(始期日より異なります。詳細はお申込みの際にご確認ください。)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。

(4) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険では、保険期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、保険証券に記載された満期返れい金を保険契約者にお支払いします。解約等により、保険期間が満了しない場合には、満期返れい金はお支払いできなくなります。なお、この保険には契約者配当金はありません。

(5) その他

注意喚起情報

① 法人のご契約

法人が保険契約者となられる場合、自己資金でご契約いただくことが前提となりますので、あらかじめご了承ください。なお、借入れを行い、これが保険料に充当されていると判断された場合には、借入れに伴う支払利息と保険契約から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、借入金によるご契約はお引受けいたしていません。

② 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

- この保険契約のお申込みの有無は、保険加入以外の金融機関のお取引には影響ございません。
- この保険契約は、預金ではありません。また、預金保険機構の対象でもありませんのでご注意ください。
- お客さまの同意をいただかない限り、保険商品の募集時に銀行等の他の業務に関する情報を利用すること、およびお申込みに関して知り得た情報を銀行等の他の業務に利用することはありません。

2

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスク クーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 営業または事業のためのご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
- 質権が設定されたご契約


●取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

●クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

	101-8011
東京都千代田区 神田駿河台 3-11-1 三井住友海上 駿河台新館	
三井住友海上火災保険 株式会社	
お客さまデスク クーリングオフ 係	

裏面〔記載事項〕

①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
②保険契約者住所
③保険契約者署名
④電話番号
⑤契約申込日
⑥申し込まれた保険の種類
⑦証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
⑧取扱代理店名・仲立人名

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

③ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

(4) その他

注意喚起情報

①「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、積立保険の加入や大口の現金取引などを行うにあたって、取引時確認を行うことが義務づけられています。ご加入にあたり、所定の公的証明書のご提示、ご職業や取引目的のご申告などをお願いすることがありますので、ご了承ください。また、確認させていただいたご職業などを変更された場合には、取扱代理店または当社にお申出ください。

②「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、ご加入時、解約返れい金または満期返れい金のお受け取り時に、お客さまの住所・氏名・生年月日および居住地国等を記載する所定の書面のご提出が必要な場合がありますので、ご了承ください。また、記載した事項を変更された場合には、取扱代理店または当社にお申出ください。

③米国の税法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」等に対応するため、ご加入等にあたっては、下記に該当しない旨を宣誓していただきます。なお、下記に該当する場合は、所定の書面をご提出していただきますので、取扱代理店または当社にお申出ください。

[個人のお客さまの場合] 米国における納税義務者

[法人のお客さまの場合] 米国に登記された非上場の法人、または、議決権等の25%超を直接・間接に米国人あるいは米国法人に保有されている非上場の法人

3

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または当社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更した場合
- ② 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

- 解約の場合、満期返れい金はお支払いできなくなります。
- 解約の条件によって、始期日から解約日までの既経過期間や、解約日から満期日までの未経過期間、および既にお払込みいただいた保険料等により計算した解約返れい金を返還します（解約返れい金を返還できない場合もあります。また、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。）。
- 解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。特に経過期間が短い場合には、返れい金がお払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

 被保険者による保険契約の解約請求

 失効について、保険金支払後の保険契約

その他ご留意いただきたいこと

(1) 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（GK ケガの保険（積立タイプ）以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	GK ケガの保険（積立タイプ）の日常生活賠償特約	自動車保険の日常生活賠償特約
②	GK ケガの保険（積立タイプ）のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
③	GK ケガの保険（積立タイプ）の携行品特約	GK すまいの保険の自宅外家財（6つの補償）特約

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも満期返れい金、積立部分に係る返還保険料等は80%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率見直し等により、80%を下回ることがあります。また、保険金、補償部分に係る返還保険料等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約は、90%より補償割合が引き下がる場合があります。

(4) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含みます。)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含みます。)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含みます。)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(5) 親族連絡先制度について

連絡先親族(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。


- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(8) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、取扱代理店または当社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金の請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 事故が起こった場合の手続き(当社へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度

 契約内容登録制度、保険証券の確認・保管、契約者貸付、税法上の取扱い

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277 (無料)**

【受付時間】 平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189 (無料)**

〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。
<https://www.ms-ins.com>